

病院局契約後VE方式試行要綱

17川病総経第406号

平成17年6月10日 局長専決

病院局が発注する建設工事において、民間の技術開発を積極的に活用し、経費の縮減を図るため、契約の締結後に設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更に関して行う提案を受け付ける契約後VE方式の試行については、川崎市契約後VE方式試行要綱の規定を準用する。この場合において、「川崎市」又は「工事依頼局」とあるのは「病院局」に、「契約課長」とあるのは「経営企画室の会計を担当する担当課長」に、「契約係長」とあるのは「経営企画室の契約を担当する担当係長（課長補佐を含む。）」に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。